3. 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます(自然環境)

(1) クリーン農業の促進

現状と課題

本市の基幹産業である農業においては、たい肥の投入による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなどの環境との調和に配慮したクリーン農業に取り組んできており、今後、クリーン農業が一般的な営農技術として定着することを目指して、総合的な取組を進める必要があります。

また、北海道ではクリーン農業の取組により生産された農産物に対する消費者の理解と信頼を高めるため、一定の基準を満たした農産物にイエス!クリーンマークを表示していますが、消費者や流通関係者の認知度向上や、有利販売につながっていないところです。

今後も、クリーン農業の取組を一層加速させていくためには、自然の循環機能を基本として家畜ふん尿の有効活用を図り、土づくりをはじめとした農地環境の保全、農薬・化学肥料を削減するための取組を進めることが必要です。



【芦別市新城町】

基本目標

- クリーン農業を促進し農薬や化学肥料の適正な使用を進めます
- •家畜ふん尿などの排せつ物をたい肥化するなど有機物資源としての活用を進めます

■環境保全型農業直接支払事業実施面積

指標項目	H30 年度実績値	R11 年度目標値
環境保全型農業直接支払	42.24ha	61.98ha
事業実施面積		

市の取組

1. 農地の保全について

農地は、農産物の供給という本来の機能のみならず、大気や水環境の保全、生態系維持などの自然環境保全機能や、潤いのある景観や季節の変化を感じる風景などを形成する景観形成機能など、多面的な機能を有しています。

(1) 農地の適正利用

農家の高齢化や後継者不足、あるいは離農によって耕作されない農地(耕作放棄地)が今後発生するおそれがあり、こうした農地が発生すれば農地としての損失だけでなく、病害虫の発生やごみの不法投棄などにもつながるため、農業委員会、JAたきかわなど、関係機関・団体とも連携し、持続可能な農業生産活動の推進に努めるとともに、適正な農地の利用調整により、今後も耕作放棄地の発生を未然に防止する取組を行っていきます。

(2) 農地の適正管理

国の「中山間地域等直接支払事業」、「多面的機能支払事業」を活用し、地域単位での共同活動により農業生産活動を維持するための法面の草刈、用水路・農道の清掃など農地及び農業関連施設の適正管理を行うとともに、景観作物の作付や廃農機具の撤去などによる農村景観の整備にも取り組んでいきます。

(3) 農業用廃プラスチックの適正処理

農業生産資材として使用される農業用プラスチックの適正処理の推進を目的に JAたきかわが中心となって定期的な回収及び適正な処理を実施するための支援 を行い、生産者・消費者の健康維持と快適な農村環境の整備に努めていきます。

2. 土壌環境の保全について

土壌は、農作物の生育基盤であるほか、水のかん養、汚染物質の浄化など多様な機能を有しています。

農業が基幹産業である本市において、生産性の高い土壌は必要不可欠な要素であり、 土づくりは重要な課題であります。

(1) 豊かな土づくりの推進

酪農家・肉牛農家において稲作から生じる稲わら、もみ殻の一部を敷料(家畜の寝床として使う資材)として活用し、たい肥化が進められており、転作田など生産性の低い土壌を中心に散布され、土壌改良資材や肥料として有効活用が図られているほか、環境にやさしい緑肥作物についても積極的に作付することにより、豊かな土づくりを進めていきます。

(2) 家畜排せつ物の適正管理

畜産農家で排出される家畜ふん尿については、悪臭の発生要因となったり、河川や地下水へ流出して水質汚染を招くなど、環境問題の発生源となることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、道などの関係機関と連携し、家畜排せつ物の適正な管理及び利用についての点検、指導を行っていきます。

3. 安全・安心な農作物の生産について

健全な農業を展開していくためには、農薬や化学肥料に頼らないクリーン農業を推 進する必要があります。

(1) クリーン農業の推進

これまでに主要品目である米、馬鈴薯において、北海道が推進するクリーン農業技術の導入により農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く表示する「北のクリーン農産物表示制度(YES!Clean表示制度)」へ取り組んでいるほか、国の法律に基づき土づくり・減化学肥料・減化学農薬の3つの技術を一体的に取り組む「エコファーマー」の認証を得るなど、環境との調和に配慮しつつ、安全で高品質な農産物の生産を進める農業を関係機関・団体と一体となって推進していきます。

(2) 農薬の適正な使用

平成15年に改正農薬取締法が施行されて農薬使用基準に違反する農薬の使用が禁止され、さらに、平成18年には食品衛生法に基づくポジティブリスト制が導入さ残留基準の設定されていない農薬などが一定量以上含まれる食品の流通が禁止されるなど、農薬の適正な使用が一層必要となってきており、関係機関・団体、生産者が一体となった取組を進めます。

(3) 地産地消の推進

食の安全を確保するためのトレーサビリティ・システム(いつ・どこで・どのように生産・流通されたか消費者がいつでも把握できるしくみ)に対応するため栽培履歴の導入を行っており、現在、道の駅構内に設置している「かあちゃん市」でも、関係機関の指導のもと栽培履歴の記帳管理を行い、安全・安心な農産物を市民に提供して、地産地消の推進に大きな役割を果たしています。

(4) 環境保全の推進

農業分野において、地球温暖化防止・生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっていることから、国の「環境保全型農業直接支払事業」を活用し、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留や生物多様性保全に効果の高い営農活動に、関係機関・団体、生産者が一体となって取り組みます。

市民の取組

- ① 地元で生産された農産物を積極的に購入します(安全・安心な農作物の購入及び地産地消の促進)。
- ② 家庭菜園や園芸には、できるだけ化学肥料や農薬を使用せず、減農薬栽培や有機栽培を積極的に行います。

事業者の取組

- ① 農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに進めます。
- ② 病害虫の発生やごみの不法投棄などを未然に防止し、適正な農業生産活動を推進するため、農地及び農業関連施設の適正な維持・管理に努めます。